広陵町 幼保一体化総合計画



平成 28 年 3 月 広 陵 町

はじめに

昔は地域のそこかしこで元気に遊び回る子どもたちの姿が見られたり、賑やかな話し声、元気な笑い声が聞かれたりするのは日常茶飯事のことでしたが、今は地域で子どもたちの遊ぶ姿が見られなくなりました。

時代の変化とともに子どもたちが楽しく遊ぶための3つの間「時間・空間・仲間」が減少したということもいわれています。



その要因として、近年、安心・安全を脅かす事案が発生していることから、戸外で遊ぶことに危惧を抱く保護者が多くなったこともありますが、それにも増して、核家族、 共働き家庭の増加によりライフスタイルも変化し、戸外で遊ぶ時間が非常に減少したと いうことによるものと考えられます。しかし、子どもたちの純粋な心、キラキラした瞳 の輝きは今も昔も変わるものではありません。

子どもたちは、親の、地域の、広陵町の宝であり、未来をつくる大切な力です。 一人ひとりが自分の個性と能力を充分発揮し、思いやりの心を持ち、人の気持ちを理解 し互いを認め合い、ともに生きていけるというような子どもの健やかな育ちは、親のみ ならず、すべての大人にとって、願いであり、喜びでもあります。

「生まれてきて良かった」、「生んで良かった」、「子育ては楽しい」、「町全体が明るくなった」、「活気がある」、「地域が思いやりにあふれている」これらのことが感じられるように、「広陵町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「ともに子育てを支え合う地域づくり」を実現、充実していきたいと考えます。

そのためには、子育では保護者や家族の愛情が基本であることはいうまでもありませんが、子ども・子育でを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育で力の低下等を踏まえ、子ども・子育でを支える機能の新しい形、すなわち幼保一体化を推進し、構築していくことが喫緊の課題であるかと考えています。

広陵町の子どもたちが健やかに育つために、就学前教育・保育の充実に取り組んでいくことが重要であるとの認識から「広陵町幼保一体化総合計画」を策定し就学前の教育になお一層力を注いでまいります。

最後になりましたが、本計画を策定するに当たり、広陵町幼保一体化推進会議委員の 皆様、アンケート調査にご協力いただきました住民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

広陵町長 山村 吉由

目 次

第1部 序論	1
第1章 計画策定に当たって	2
1 幼保一体化の歴史と全国的な動向	2
2 広陵町における幼保一体化の動向	3
3 計画の期間	3
4 上位・関連計画との関係	4
第2章 就学前児童を取り巻く現状と課題	5
1 就学前児童を取り巻く現状	5
2 幼稚園・保育園における現状	6
3 アンケート調査結果	9
4 ヒアリング調査結果	12
5 幼稚園・保育園実務体験の感想	14
6 今後の就学前教育・保育の課題のまとめ	15
第2部 基本計画	19
第1章 就学前教育・保育についての基本的な	考え方20
第2章 施策の展開	21
1 魅力・活力ある教育・保育の実施	21
2 町立幼稚園・保育園の再編と幼保一体化	24
第3部 実施計画	27
第1章 認定こども園の概要	28
1 認定こども園とは	28
2 幼保一体化に当たっての基本的な方針	29
3 広陵町における認定こども園の実施方法	30
第2章 幼保一体化実施スケジュール	32
1 再編年次計画	
2 校区別スケジュール	

資料網	扁	37
幼保-	-体化に関する基礎資料	38
1	上位·関連計画抜粋	38
2	人口・就学前児童数の状況	39
3	幼稚園・保育園の状況	47
幼保-	-体化に対する取り組み状況	54
1	広陵町幼保一体化推進会議諮問	54
2	広陵町幼保一体化推進会議答申	56
3	答申検討経過	61
4	広陵町幼保一体化推進会議設置条例	62
5	広陵町幼保一体化推進会議委員名簿	65
6	広陵町幼保一体化総合計画策定事務局名簿	67

※本計画における「障がい」の表記について

本計画では、障がい者ご自身の心中と「害」という漢字が与える印象を配慮して、「害」という文字を「がい」とひらがな表記しています。

法令用語や固有名詞等は、文字を変更することにより、本来示すべき対象が特定できなくなるおそれもありますが、文中に「障害」と「障がい」が混在し混乱を引き起こすことを避けるために、法令名、法令用語、国の指針等、固有名詞も含めて「障がい」と表記しています。

※本計画における「保育園」の表記について

本計画では、文中に「保育所」と「保育園」が混在し混乱を引き起こすことを避けるために、法令名、法令用語、国の指針等、固有名詞も含めて「保育園」と表記しています。

O•O•O• 第1部 序論

第1章 計画策定に当たって

1 幼保一体化の歴史と全国的な動向

我が国の就学前児童の養育体制は、幼稚園と保育園が並存し、所管の省庁も文部科学省と厚生労働省に分かれており、対象児童、施設、人員配置の基準等が異なるという二元体制となっています。しかし本来、保護者の就労といった家庭環境にかかわらず、同じ歳の子どもは同じ内容の幼児教育・保育を受けられることが望ましいとの考え等から、幼稚園と保育園を一元化しようとする「幼保一元化」が提唱されてきました。

1990 年代以降は少子化の進行や共働き世帯の増加により、幼稚園の一部で定員割れが生じる一方で、保育園の待機児童が発生し、早急に取り組むべき課題となっています。また、家庭の状況や就労環境等の変化に伴い、就学前の子どもの教育及び保育に対する需要も多様なものとなっています。

こうした状況を背景に、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育園等における就学前の子どもへの教育・保育、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を進め、子どもが健やかに育つ環境を整備することを目指し、2006 年(平成 18 年)に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)」が制定され、「幼保一体化」が進められています。

2012 年(平成 24 年) 8月には「子ども・子育て関連3法」が公布されました。 平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、幼保連携型を中心とした 認定こども園制度の改善が進められています。

2 広陵町における幼保一体化の動向

全国的な状況と同じく、広陵町(以下「本町」という。)においては、共働き世帯の増加等、子育て家庭の環境変化から、就学前児童の教育・保育ニーズは多様化しています。平成24年7月に策定された「第4次広陵町総合計画」では、多様化する保育ニーズに対応するため、幼保一体化や認定こども園の整備も含めた幼稚園・保育園の再配置について検討を進めることとされていますが、施設を所管する課ごとに認識の温度差があり、抜本的な対策には至っていませんでした。

平成27年3月に策定した「広陵町子ども・子育て支援事業計画」では、町全体の適切な教育・保育環境づくりのため、既存の幼稚園・保育園の認定こども園への移行について検討することが定められました。これを受けて、平成27年8月には、保護者、地域住民、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等から構成される「広陵町幼保一体化推進会議」が設置され、平成28年2月には、同推進会議が本町の幼保一体化の方向性について議論し、まとめた、「町立幼稚園・保育園における幼児教育・保育のあり方等について」の答申が出されました。

「広陵町幼保一体化総合計画」(以下「本計画」という。)は、この「答申」の趣旨を踏まえ、幼保一体化をより一層推進し、子どもの育ちを第一とした質の高い教育・保育の提供と地域の子育て支援の充実を実現させることを目指しています。

3 計画の期間

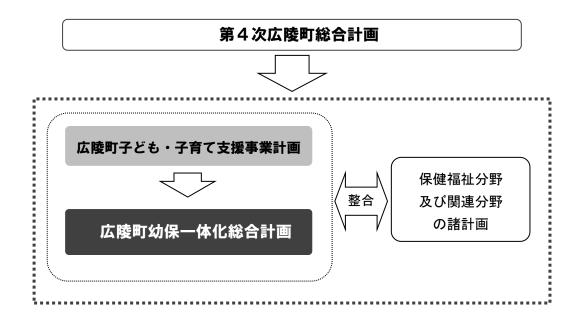
本計画の期間は、平成 28 年度~平成 37 年度までの 10 年間とします。ただし、本町の就学前教育・保育に関するニーズの変化や各就学前施設の状況等を踏まえ、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

(年度)



4 上位・関連計画との関係

本計画は、平成24年7月に策定した「第4次広陵町総合計画」及び平成27年3月に策定した「広陵町子ども・子育て支援事業計画」を上位計画として推進します。





第2章 就学前児童を取り巻く現状と課題

1 就学前児童を取り巻く現状

(1)総人口の状況

本町の平成27年9月末の総人口は、34,924人*となっています。

本町の総人口は、昭和 55 年以降増加傾向にあり、平成 22 年に 34,115 人*に達して以降、微増傾向となっています。

年齢3区分別の構成をみると、年少人口(O~14歳)は横ばいで推移しており、生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあります。 ※住民基本台帳人口より

(2) 就学前児童数の推移及び推計

就学前児童(O~5歳)についてみると、平成21年~平成27年にかけて横ばいで推移しています。

平成 23 年~平成 27 年の人口推移から、今後 10 年間の就学前児童数を推計すると、微増傾向で推移すると予測されます。また、就学前児童数を長期的に推計すると、 平成 47 年頃をピークに減少し、平成 67 年には、平成 27 年の就学前児童数を下回ると予測され、今後の就学前児童数の推移に注視していく必要があります。

(3)世帯の状況

本町の世帯の状況についてみると、平成 12年~平成 22年にかけて、一般世帯数及び核家族世帯数は増加しています。また、共働き世帯のうち、就学前の子どもを持つ世帯の割合が微増傾向となっています。

ひとり親家庭などに支給される児童扶養手当の受給資格者は平成 22 年以降増加傾向となっています。

18歳未満の子どもがいる生活保護受給世帯は平成22年以降横ばいとなっており、うち、7割以上が母子・父子世帯となっています。

共働きの親と子のみの家庭やひとり親家庭等、支援を必要としている世帯が増加しており、それぞれの家庭に寄り添った支援が求められています。

(4)就労状況

労働力率の推移をみると、男性は減少傾向、女性は微増傾向にあります。女性の労働力率の推移をみると、平成 17年~平成 22年にかけて、各年齢層の労働力率はおおむね増加傾向にあります。また、30~34歳の結婚・出産・子育て期の労働力の増加が顕著になっています。

2 幼稚園・保育園における現状

(1)幼稚園・保育園の在籍状況

保育園では、公私立を問わず、多くの園で定員を上回る在籍状態が続いています。 これまで、既存の園の増改築や私立保育園の開設等により、保育ニーズへの対応を続けてきましたが、保育園での受け入れ可能人数にも限りがある中、新たな対応が求められます。

一方幼稚園では、園児数が減少を続け、定員を大きく下回る状況が続いています。 本町では子育て世代の共働き世帯の増加や就労形態の多様化を受け、平成27年度から預かり保育を開始し、就労層を中心に利用ニーズが高まっています。

(2) 幼稚園・保育園の入所児童の推移

本町の保育園は7か所あり、公立4か所、私立3か所となっています。また、幼稚園は、公立6か所となっています。

平成27年度の園児数及び定員に対する充足率は、公立保育園が521人、104.2%、私立保育園が290人、107.4%、公立幼稚園が345人、32.9%となっています。 本町では、可能な限り保護者の希望する園で乳幼児を受け入れるため柔軟に対応してきたことから、定員に対する充足率が100%を超える保育園がみられます。

■保育園園児数の推移

	定員	定員	入所児童数							
施設	(H17)	(H27)	H17	H17 充足率	H19	H21	H23	H25	H27	H27 充足率
広陵南保育園	60	60	29	48.3	36	53	54	57	86	143.3
広陵北保育園	120	140	73	60.8	76	97	100	112	123	87.9
広陵西保育園	150	180	114	76.0	133	153	163	164	186	103.3
真美北保育園	120	120	131	109.2	136	129	134	136	126	105.0
公立保育園 合計	450	500	347	77.1	381	432	451	469	521	104.2
馬見労祷保育園	150	150	146	97.3	164	167	165	170	175	116.7
常葉保育園	60	60	24	40.0	24	39	48	59	72	120.0
ひだまり保育園		60							43	71.7
私立保育園 合計	210	270	170	80.9	188	206	213	229	290	107.4
保育園 合計	660	770	517	78.3	569	638	664	698	811	105.3

資料:広陵町認定こども園準備室

■幼稚園園児数の推移

	定員	定員				入所	児童数			
施設	(H17)	(H27)	H17	H17 充足率	H19	H21	H23	H25	H27	H27 充足率
広陵西幼稚園	140	140	43	30.7	50	59	57	47	42	30.0
広陵西第二幼稚園	140	140	81	57.9	71	50	51	62	70	50.0
広陵東小学校附属 幼稚園	140	140	30	21.4	30	42	48	43	42	30.0
広陵北幼稚園	140	140	90	64.3	87	74	59	42	55	39.3
真美ヶ丘第一 小学校附属幼稚園	210	210	105	50.0	89	96	91	81	86	41.0
真美ヶ丘第二 小学校附属幼稚園	280	280	220	78.6	232	167	117	77	50	17.9
幼稚園合計	1,050	1,050	569	54.2	559	488	423	352	345	32.9

資料:広陵町認定こども園準備室

資料:広陵町認定こども園準備室

■幼稚園・保育園園児数の推移

	定員	定員				入所	児童数			
施設	(H17) (H27)	H17	H17 充足率	H19	H21	H23	H25	H27	H27 充足率	
幼稚園·保育園 合計	1,710	1,820	1,086	63.5	1,128	1,126	1,087	1,050	1,156	63.5

(各年度 10 月1日現在)



(3)幼稚園・保育園の施設状況

築47年が経過した広陵北保育園は、広陵北幼稚園とともに、認定こども園として園舎の建て替えが決定しています。その他の幼稚園・保育園の多くは、昭和40年代後半~50年代に設置されています。築40年以上経過した施設もあり、順次建て替えや改修を検討する必要があります。

■幼稚園・保育園の施設状況

施設	設置	建物の構造	竣工年月	増改築	経過 年数
広陵西幼稚園	公立	鉄骨その他造 平屋建	昭和 47 年 3月		43
広陵西第二幼稚園	公立	鉄骨その他造 平屋建	昭和 48 年 3月		42
広陵東小学校 附属幼稚園	公立	鉄筋コンクリート造 2階建	平成 14 年 3月		13
広陵北幼稚園	公立	鉄骨その他造 平屋建	昭和 50 年 3月	昭和 52 年3月増築	40
真美ヶ丘第一 小学校附属幼稚園	公立	鉄筋コンクリート造 2階建	昭和 60 年 10 月		30
真美ヶ丘第二 小学校附属幼稚園	公立	鉄筋コンクリート造 2階建	昭和 62 年 3月		28
広陵南保育園	公立	鉄骨造平屋建	昭和 57 年 3月		33
広陵北保育園	公立	木造平屋建	昭和 43 年 1月	平成 9 年 8 月増築 平成 10 年 9 月増築 平成 26 年 3 月増築	47
広陵西保育園	公設民営	鉄骨造平屋建	昭和 63 年 3月	平成2年3月増築 平成5年4月増築 平成7年4月増築 平成26年3月増築	27
真美北保育園	公設 民営	鉄骨造平屋建	平 成 3 年 3月	平成10年4月増築	24

資料:広陵町認定こども園準備室

3 アンケート調査結果

〇調査対象者: 広陵町の〇歳から小学校入学前の子どもを持つ保護者 1,445 名

(無作為抽出)

〇調 査 期 間: 平成 27 年9月 24 日(木)~平成 27 年 10 月8日(木)

〇調 查 方 法:郵送配布 • 郵送回収

配布数	有効回収数(回収数)	有効回収率(回収率)
1, 445	867 (895)	60.0% (61.9%)

^{※(}回収数)及び(回収率)は調査期間後に回収されたもの(自由記載欄のみを集計)を 含みます。

(1)幼稚園・保育園等に通わせている(通わせたい)理由

【全体】

1 (73.7%)	2 (69.8%)	3 (50.1%)
1	集団生活の中でルールを守	
させるため	ることを身に付けさせるため	いため

【幼稚園】

1 (86.0%)	2 (85.0%)	3 (40.0%)
集団で遊び、学ぶことを経験	集団生活の中でルールを守	基本的な生活のリズムを獲
させるため	ることを身に付けさせるため	得させるため

【保育園】

1(町立:91.5%)	2(町立:59.8%)	3(町立:56.4%)
(私立:87.7%)	(私立:59.6%)	(私立:57.0%)
仕事等で、日中育児ができな	集団で遊び、学ぶことを経験	集団生活の中でルールを守
いため	させるため	ることを身に付けさせるため

- •『全体』『幼稚園』では、集団生活を経験させることを目的とした割合が高くなって います。
- 『保育園』では、「仕事等で、日中育児ができないため」が8割以上と最も高くなっています。

(2)幼稚園・保育園に通常の教育や保育に加え、充実してほしい役割や機能 【全体】

1 (59.5%)	2 (38.1%)	3 (29.8%)
英語、スポーツ、音楽、美術	小学校と連続・一貫性を持っ	子育てに関する情報提供や
等の特色ある取組み	た教育・保育	相談の場

【幼稚園】

1 (60.3%)	2 (47.8%)	3 (29.3%)
英語、スポーツ、音楽、美術	小学校と連続・一貫性を持っ	子育てに関する情報提供や
等の特色ある取組み	た教育・保育	相談の場

【保育園】

1(町立:65.4%)	2(町立:43.6%)	3(町立:24.8%)
(私立:60.5%)	(私立:36.0%)	(私立:23.7%)
英語、スポーツ、音楽、美術	小学校と連続・一貫性を持っ	子育てに関する情報提供や
等の特色ある取組み	た教育・保育	相談の場

・『全体』『幼稚園』『保育園』いずれも、「英語、スポーツ、音楽、美術等の特色ある 取組み」が最も高く、次いで「小学校と連続・一貫性を持った教育・保育」、「子育 てに関する情報提供や相談の場」となっています。

(3)施設の再編や幼保一体化において、期待できると感じることやメリット 【全体】

1 (51.0%)	2 (48.1%)	3 (45.2%)
保護者の就労状況が変化し		
│ ても継続して利用できるた │ め、子どもにとっての環境変	いないにかかわらず利用でき	持ち、質の高い幼児教育と保 育を総合的に受けることがで
化が少ない	3	きる

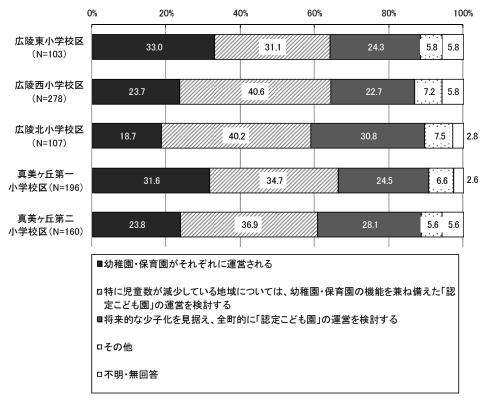
・保護者の就労状況の変化や就労の有無にかかわらず利用できることや幼児教育と 保育を総合的に受けることができることにメリットを感じていることがうかがえ ます。

(4)施設の再編や幼保一体化において、不安に感じることやデメリット 【全体】

1 (60.9%)	2 (45.1%)	3 (34.7%)
集団規模が大きくなることで、 保育士や教諭によるきめ細 かな配慮が行き届かなくなる	長時間利用児と短時間利用 児が一緒に生活するため、迎 えが遅い児童への心理的な	保育料等の経済的な負担
	影響がある	

• 「集団規模が大きくなることで、保育士や教諭によるきめ細かな配慮が行き届かなくなる」が約6割と最も高く、次いで「長時間利用児と短時間利用児が一緒に生活するため、迎えが遅い児童への心理的な影響がある」が4割半ば、「保育料等の経済的な負担」が3割半ばとなっています。

(5) これからの幼稚園・保育園のあり方



※図表中の「N (number of case)」は、小学校区ごとのアンケート有効回収数を表しています。

• [広陵東小学校区]では、「幼稚園・保育園がそれぞれに運営される」が 33.0%と 最も高くなっています。その他の小学校区では、「特に児童数が減少している地域 については、幼稚園・保育園の機能を兼ね備えた『認定こども園』の運営を検討す る」が3割半ば~約4割と最も高くなっています。

4 ヒアリング調査結果

○調査対象者:町立幼稚園・保育園園長

〇調 査 日 程: 平成 27 年 11 月 13 日(金)

○調 査 方 法:ヒアリングシートを基にした聞き取り調査

(1)幼稚園・保育園における取組みの課題

幼稚園における新たな園児の確保

- ・働く母親が増えているほか、町外の幼稚園へ通園するなど、入園する子どもが減ってきている。幼稚園に来てもらえるような特色のアピールが必要である。
- ・園として園児を確保するための働きが弱い。

障がい児・特別支援児の対応

- ・加配の教諭と情報を共有しているほか、外部施設から指導を受けている。
- ・保健センターとも連携しながら進めているが、保護者とのやり取りの時間を確保することが困難である。

幼稚園・保育園・小学校の連携

・幼保連携のためには、子どもたちのために何をすべきか、心から話し合い、互いに 寄り添っていくことが大切である。そのためには、子ども目線で考えることができる リーダーが必要である。

教諭・保育士等の質の向上(研修等)

• 平日は預かり保育・延長保育を優先するため、研修会の日程を工夫する必要がある。

安全、防犯への取組み

・保護者が安心して幼稚園・保育園に子どもを任せ、ゆとりのある保育ができるよう、 園児が安全に過ごせる環境づくりが必要である。

(2) これからの幼稚園・保育園のあり方について、就学前教育・保育の充実 や一貫した乳幼児期の教育・保育に対する意見等について

幼稚園・保育園がそれぞれに運営される

- ・ 就学前教育の充実を図るためには、幼稚園としての機能がある方が充実しやすい。 また、小学校との交流の機会を持ちやすい。
- それぞれに学びの連続性や多様な交流機会を拡充する必要がある。

特に児童数が減少している地域については、幼稚園・保育園の機能を兼ね備えた「認定こども園」の運営を検討する

• 認定こども園化が、幼稚園が保育園に吸収される形ではなく、幼稚園の就学前教育 の手法等を充分に生かすことができる形が望ましい。

将来的な少子化を見据え、全町的に「認定こども園」の運営を検討する

- ・幼稚園・保育園それぞれの良さを併せて、O~2歳児は養護の行き届いた環境のもとで生きる力を身に付け、3~5歳児は就学前教育を通して基本的な生活習慣や規範意識、思いやりを身に付けるなど、子どもの将来を見据えた認定こども園化を進めたい。
- ・出前授業や読み聞かせ等で地域の人々との交流の機会を持ちながら子育てができるよう、就学前教育を充実させたい。
- ・女性の社会進出が進む状況下でより一層子育てしやすい町にするために、認定こども園を設立したい。また、幼稚園・保育園に慣れ親しんでいる保護者が安心して子どもを預けられるよう、それぞれの園の良いところを生かしていきたい。
- ・認定こども園化を進めていく過程で、教諭・保育士間の交流、合同研修の機会ができた。

(3)預かり保育・延長保育の課題、保護者の意見等について

体制面の課題

・幼稚園では、預かり保育担当職員は各園にいるわけではなく、担当職員が回ってこない日は現場の教諭が預かり保育を担当するので、職員会議の時間確保に工夫が必要である。

子どもの心理面への影響について

- ・保護者が就労を理由に子どもを預けるときは、子どもを充分に納得させて利用している。
- 子ども自身は、預かり保育・延長保育の時間に友達と遊ぶことができるため、楽しみにしているという面もある。
- ・預かり保育・延長保育の時間が、年長児が年少児を気遣うきっかけになるといった 利点もある。

5 幼稚園・保育園実務体験の感想

本町では、町立幼稚園・保育園が連携してより質の高い教育・保育を展開することを目的に、幼稚園教諭と保育士が相互の園で実務体験を実施しています。町立幼稚園・保育園ではともに就学前教育を行っているものの、その手法は様々であり、今後も幼稚園と保育園相互の交流を通して、より効果的な教育・保育を提供できる環境づくりを進めていく必要があります。

幼稚園と保育園の違いについて

- 3~5歳児までを保育している幼稚園と、O~5歳児までを保育している保育園とでは、子どもの捉え方、保育の仕方に異なる点がある。また、職員体制についても複数担任で担任を持たない保育士がいる保育園と、ひとり担任で研修の機会や保育の準備時間が整っている幼稚園とでは大きな違いがある。
- ・幼稚園も保育園も子どもを思う気持ち、保護者を支援していくという気持ちに変わりはなく、力を合わせて頑張っていきたい。

幼稚園について

- 子どもたちがしたい遊びを見つけ、また自ら工夫して遊びを展開させる姿がある。
- 一人ひとりを見る目が限られており、目が行き届いているのか不安がある。
- 一斉に降園するため、保護者にきちんと連絡事項等の受け渡しができているか、確認がきちんとできているか、間違いがおこりはしないかと不安に思った。

保育園について

- ・保育園ではきめ細かな保育が展開されている。
- 家庭の事情をくみ取り、その子どもにとって必要なことは何かを見極め、一人ひとりを大切にした保育が展開されていることは素晴らしい。
- ・ 衛生面、安全面にも充分に配慮されている。
- 「どのような育ちを願い、ねらいを持ち保育に当たっていくのか」という保育観を しっかりと持つ必要があるのではないか。
- ・幼稚園とは、子どもを預かる時間の長短や時差出勤等の違いがあるが、保育園でも、 子どもが主体となる保育を展開するため、より一層物的・人的環境を整えていく必要がある。

6 今後の就学前教育・保育の課題のまとめ

(1)子どもの育ちを第一に考えた教育・保育のさらなる推進

現状

【アンケート調査結果】

- ・特色ある教育・保育や、小学校と連続的かつ一貫性のある教育・保育が求められている。
- ・施設再編や幼保一体化において、教諭や保育士によるきめ細かな配慮が損なわれることや、乳幼児への心理的な影響が不安視されている

【ヒアリング調査結果】

- 預かり保育等、保育サービス実施に当たっての人材確保や実施方法の検討が必要である
- ・幼稚園と保育園それぞれの就学前教育・保育ノウハウの共有が必要である

課題

- ・就学前教育・保育の共通カリキュラムの作成
- 〇歳児からの連続的かつ一貫性のある教育・保育、子育て支援の提供
- 特別な支援を必要とする子どもに対する細かな支援の充実
- ・保幼小の連携・交流のさらなる充実
- 職員体制や連携方法、処遇面の向上、研修機会の拡充
- 民間の力の積極的な活用
- ・幼保一体化に伴う課題整理の必要性(1日の流れ、短時間・長時間利用の連携、給食への配慮、施設的な工夫等)

対応する施策

- | **魅力・活力ある教育・保育の実施 ······** ₽.21
- (1)発達・学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実
- (2)特別な支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細かな支援
- (3) 保幼小間の連携・交流
- (4) 保幼小連携による子育て支援
- (5)教諭・保育士の専門性及び資質の向上
- 2 町立幼稚園・保育園の再編と幼保一体化 ………… ₽.24
- (3) 公私立の役割と民間の力の活用
- (5)幼保一体化に伴う課題整理や広報周知

(2)教育・保育の需給バランスの不均衡の解消

現状

【世帯・就労状況】

・共働き世帯や、母子・父子世帯の増加

【幼稚園・保育園の在籍状況】

・幼稚園の定員割れと、保育需要の高まり

【アンケート調査結果】

・保護者の就労状況によって子どもに与える環境の変化が少ないことに施設の再編や幼 保一体化のメリットを感じている

【幼稚園・保育園実務体験のまとめ】

・幼稚園と保育園それぞれの就学前教育・保育ノウハウの共有が必要とされている

課題

- ・保護者の就労・非就労を問わず利用できる就学前教育・保育の展開
- ・ひとり親家庭等への支援の充実
- ・幼稚園の定員割れと保育園の潜在的待機児童の解消

対応する施策 1 魅力・活力ある教育・保育の実施・・・・・・ P.21 (6) 多様なニーズに応じた就学前教育・保育の充実 (7) 子育て支援や家庭支援機能の充実 2 町立幼稚園・保育園の再編と幼保一体化・・・・・ P.24 (4) 幼保の受給バランスの是正と待機児童対策

(3)子どもの安全を第一に考えた教育・保育の提供

現状

【幼稚園・保育園の在籍状況】

・ 弾力化運用による保育園の定員超過

【幼稚園・保育園の施設状況】

・築40年以上経過した施設等、順次建て替えや改修を検討する必要がある

課題

- ・ 定員超過による「詰め込み保育」の是正
- ・施設の老朽化に対する計画的な対応

対応する施策

- 2 町立幼稚園・保育園の再編と幼保一体化 · · · · · · P.24
- (1)施設の安全性の確保
- (2) 通園手段の確保







○●○●○● 第2部 基本計画

第1章 就学前教育・保育についての基本的な考え方

子どもの成長においては、乳幼児期は自我が芽生えるとともに、人としての生きる力の基礎となる自尊感情を育み始める大切な時期です。

子どもたちが日々の多くの時間を過ごす就学前施設は、低年齢児から小学校就学まで、 子どもの発達に応じた豊かな教育・保育を連続的に提供すること、すべての就学前の子 どもやその保護者に対し、地域の子育て支援の場としての役割を果たすことが求められ ます。

本町では、保育園は定員を上回る状況が続いており、需要に応じた施設整備が求められています。一方で、幼稚園は定員を充足できないなど、幼稚園・保育園の在籍状況のアンバランスが発生しています。

今後、こうした教育・保育の需給バランスの不均衡を解消しつつ、現在の幼稚園・保育園の歴史の中で培われてきた成果や良い点を生かし、損なうことなく、町の宝である子どもたちに最良の教育・保育を保障するといった観点から、就学前教育・保育の体制を確保・充実していく必要があります。

このことから、地域の需要動向、多様な教育・保育ニーズや保護者の就労状況等に対応できる幼保一体化を推進します。

幼保一体化の推進により

- ①子どもの育ちを第一に考えた教育・保育をさらに推進します。
- ②幼稚園・保育園の在籍状況のアンバランスの解消を図ります。
- ③地域における子育て支援を充実します。

第2章 施策の展開

1 魅力・活力ある教育・保育の実施

(1)発達・学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実

現在の町立幼稚園・保育園の各カリキュラムについて、乳幼児期の発達段階をおさえた保育内容や指導方法、小学校との円滑な接続等の観点から、新しい共通カリキュラム(就学前教育・保育カリキュラム)の策定を進めるなど、内容の一層の充実を図ります。

また、認定こども園での子どもたちの1日の過ごし方(教育・保育内容)、降園時間の違い、教育進度の差への対応等に向けて、利用時間に応じたスムーズな移行や職員間連携の仕組みづくりを行います。

<取組み例>

- ・共通カリキュラム(就学前教育・保育カリキュラム)の策定
- 月指す子ども像の設定
- ・質の高い教育・保育を目指した研修会の開催
- ・実務体験の実施
- 人事交流
- 教諭・保育士の連携、資質向上、園内研修交流の実施

(2) 特別な支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細かな支援

障がいのある子どもが、周りの子どもたちと日常の生活を通して、ともに成長できる教育・保育を進めます。幼保一体化により、支援の取組みが後退することがないよう、特別な支援を必要とする乳幼児一人ひとりに対して、継続的でよりきめ細かな支援と、障がいの状況に応じた必要かつ合理的な配慮を行います。

また、教諭・保育士及び教育・保育現場全体で対応できる体制の確保や充実した研修を行いながら、ノーマライゼーションの視点を持って対応できるよう職員の資質向上を図ります。

※ノーマライゼーション…障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え 方。

<取組み例>

- ・専門的な知識や技術、具体的な寄り添い方等についての研修の場の設定及び情報 発信
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の策定
- 町内の就学前施設、関係機関との連携強化

(3)保幼小間の連携・交流

子どもの発達や学びの連続性という観点から長期的な視点を持って、就学前の遊びを通した「学びの体験」を小学校教育につなぐよう、保幼間の連携に加え、小学校との連携・交流を図ります。

<取組み例>

- 教育・保育内容における接続の改善
- 各施設間の相互参観
- 小学生と園児との交流会

(4)保幼小連携による子育て支援

多様な保護者のニーズに応えるべく、町立幼稚園の預かり保育、町立保育園の延長 保育、小学校の放課後子ども育成教室が一体的な子育て支援に取り組み、民間活力の 導入も視野に入れた支援のあり方について検討します。

<取組み例>

- 預かり保育の拡充
- 私立保育園との連携強化
- 特別支援学級の子どもについての情報共有

(5)教諭・保育士の専門性及び資質の向上

一人ひとりの子どもの状況や家庭及び地域社会における生活の実態の把握に努めます。また、教諭・保育士一人ひとりが子どもの発達について理解し、就学前教育・保育の実践や研修等を通じて専門性を高めるとともに、教諭・保育士が共通理解を図り、協働して就学前教育・保育環境の維持・向上に努めます。

<取組み例>

- 幼稚園教諭免許と保育士資格双方の資格を持つ職員の育成
- 幼稚園教諭と保育士間の人事交流
- 幼保合同研修及び保育実践交流

(6)多様なニーズに応じた就学前教育・保育の充実

保護者の就労形態が多様化し、核家族化が進行する中で、保護者の就労の有無にかかわらず、一定の就学前教育・保育が保障されるよう、新たに認定こども園を設置し、すべての乳幼児に就学前教育・保育が提供可能な環境を整えます。

<取組み例>

・認定こども園の設置

(7)子育で支援や家庭支援機能の充実

新たに設置する認定こども園を子育て支援や家庭支援の拠点施設として、家庭や地域社会との連携を深め、地域的な保護者間のつながりづくりや子育て相談、情報提供等の様々な子育て支援を充実します。

<取組み例>

- 子育てや親育ちに関する情報の提供及び相談の実施
- 保育参加(保育体験) や親子活動の機会の提供
- ・同年齢・異年齢の子どもたちがふれあう機会の提供
- ・家庭内保育または町外の保育園等を利用する保護者への子育て支援・相談の実施



2 町立幼稚園・保育園の再編と幼保一体化

(1)施設の安全性の確保

子どもが安全で健やかに過ごせる豊かな環境を整えるため、子どもの育ちにとって 適切な集団規模を確保するほか、地域の特性及び事情を考慮し、計画的な施設整備を 進めます。

<取組み例>

- 既存施設の有効活用
- ・園の統廃合を視野に入れた施設整備
- 空き施設の有効活用
- ・適切な集団規模による施設運営

(2)通園手段の確保

就学前施設の統廃合によって、遠距離から通園することになる子育て家庭への支援 として通園手段の確保に努めます。

<取組み例>

- ・ 通園バスの運行の検討
- 駐車場の確保

(3)公私立の役割と民間の力の活用

公立施設は、町内全域における就学前教育・保育の質を維持・向上させるけん引役として、町内すべての乳幼児・子育て家庭への支援や、教育・保育現場の組織・体制づくり等、質的な充実を図ります。また、こうした教育・保育の実践による成果を、公立間のみならず、私立の就学前施設へ積極的に提供・還元します。

また、教育・保育の量的な充実やさらなる子育て支援の充実を図るべく、民間の力を積極的に活用し、質の高い就学前教育・保育、子育て支援を安定的に提供します。

<取組み例>

• 私立保育園の誘致

(4)幼保の受給バランスの是正と待機児童対策

幼稚園の定員割れと、保育園の定員超過を解消するため、就学前施設の認定こども 園化を推進します。また、幼稚園の空きスペースの活用や短時間利用と長時間利用の 受け入れを柔軟に行うことで、待機児童の発生を防ぎます。

<取組み例>

・認定こども園の設置

(5)幼保一体化に伴う課題整理や広報周知

幼保一体化のメリットや課題点の解消等について、関係機関や保護者等に対して 丁寧な説明と広報による周知・啓発を進めます。

<取組み例>

- 地域説明会の開催
- ・認定こども園に関するシンポジウムの開催
- ・町ホームページ、広報への掲載

■幼保一体化に期待される効果と検討が必要な課題の例

対象	期待される効果	検討が必要な課題
	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	# W. 12 P. 1 # 1 1
子ども	○多くの同年齢児や異年齢児との関	○集団規模が大きくなることで、一人
保護者	│ わりができ、多様な集団活動が行え	ひとりの子どもへのきめ細かな対
ם בויוק	る	応が損なわれるおそれがある
	〇保護者の就労事情によって、環境や	○幼保一体化による教育・保育効果や
	友達、教諭が変わることなく同一施	既存の施設がなくなること、一部民
	設内での円滑な認定替えができる	間へ移行すること等について保護
	〇就学前に同一の教育・保育が受けら	者や地域の理解を得る必要がある
	れ安心できる	
	つながる	
職員	〇研修機会の増大とともに職員の意	〇職員の研修参加に当たってのゆと
	識改革につながる	りある職員体制の構築が必要であ
田丁	〇インフラ(施設)の有効活用ができ	る
-	る	〇幼稚園と保育園それぞれの事務が
		繁雑となる



○•○•○• 第3部 実施計画

第1章 認定こども園の概要

1 認定こども園とは

認定こども園とは、幼稚園・保育園両方の役割を果たすことができる施設であり、就学前の教育・保育を一体的に行う機能を持っています。認定こども園の特徴は、保護者の就労の有無にかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることです。また、認定こども園に通っていない子どもや子育て家庭に対しても、子育て相談や親子の集いの場の提供等の子育て支援を行います。

■認定こども園の機能

幼稚園

- ●幼児教育
- ●3歳~就学前の 子ども

認定こども園

就学前の子どもに 幼児教育・保育を提供

●保護者が働いている、いない にかかわらず受け入れて、 教育・保育を一体的に実施

地域における子育て支援

●すべての子育て家庭を対象に、 子育て不安に対応した相談や 親子の集いの場の提供などを 実施

保育園

- ●保育
- ○ 歳~就学前の 保育を必要とす る子ども

■認定こども園のタイプ

幼 保 連 携 型	幼 稚 園 型	保育園型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育園とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育を 必要とする子どもの ための保育時間を確 保するなど、保育園的 な機能を備えて認定 こども園としての機 能を果たすタイプ	認可保育園が、保育を 必要とする子ども以 外の子どもも受け入 れるなど、幼稚園的な 機能を備えることで 認定こども園として の機能を果たすタイ	幼稚園・保育園いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
)	

2 幼保一体化に当たっての基本的な方針

(1)幼保一体化の実施方針

町の宝である子どもたちを心豊かに育てていくため、本町の幼保一体化の基本方針を定めます。

- **方針1)** 認定こども園の設置については、各施設の現状や地域性、施設の配置状況等を踏まえ、段階的に推進します。
- 方針2) 公立施設において、幼稚園・保育園を統合した認定こども園は「幼保連携型」、幼稚園の認定こども園は「幼稚園型」を基本とします。
- 方針3) 公立施設については、認定こども園の展開内容や地域の状況、法人の意向を踏まえ、民営化を検討します。

なお、近接する公立幼稚園・保育園については、児童数の将来推移、施設の入園状況(定員超過・定員割れ)、施設の老朽化、地域ニーズ等の課題、統合整備による効果を整理し、幼保一体化を推進します。また、将来の少子化の進展により、学級編制が極めて困難な施設が生じた場合は、統合や廃園も視野に入れるものとします。





3 広陵町における認定こども園の実施方法

(1) 小学校区を基本とした検討

本町では、小学校区ごとを基本に、就学前児童数と受け入れる施設とのバランスの 考慮、就学前教育・保育の質を充実するための集団規模の確保、小学校へのスムーズ な就学のための連携を図ります。通園施設の選択については、保護者の通勤等の事情 を考慮し、柔軟に対応します。

(2)幼保一体化の優先順位

子どもたちの安全面や、日々健やかに過ごすことのできる施設環境を保障するため、施設の老朽化が進む小学校区から優先的に幼保一体化を進め、次の実施園に成果、課題、ノウハウを反映します。認定こども園を新設する場合は、開園までの間、暫定的に公立幼稚園・保育園の保育機能の充実を図り、多様なニーズへの対応策を検討します。

(3)民営化の検討

本町では、教育・保育の量的な充実やさらなる子育て支援の充実を図ることを目的に、地域や保護者の理解を深めながら公立施設の民営化を検討します。民営化に当たっては、本町の就学前教育・保育の質を維持・向上できる事業者を選定します。

(4)認定こども園の実施概要

認定こども園では、従来の幼稚園の時間帯で利用する「短時間利用児」と従来の保育園の時間帯で利用する「長時間利用児」に区分して、利用枠を設けます。

■認定こども園の概要

	認定こども園(幼保連携型)
①対象	0歳~就学前の子どもを基本とする
②時間	◆長時間利用児
	11 時間(7:30-18:30) 8時間(8:30-16:30)
	◆短時間利用児 5時間半(8:30-14:00)
	※短時間利用児は長期休暇有
③延長保育	有
④給食	自園調理

※校区の実情にあわせて、幼稚園型も検討します。

■幼保連携型認定こども園の一日の流れ(例)

時間 1号認定の園児 3号認定の園児 3局認定の園児 3歳から5歳 3局認定の園児 0歳から2歳 7:30 AM 保育標準時間 8:00 AM 教育標準時間 保育短時間 9:00 AM 基本時間外保育※ 10:00 AM 遊び おやつ
3歳から5歳 3歳から5歳 7:30 AM 保育標準時間 8:00 AM 基本時間外保育※ 8:30 AM 教育標準時間 保育短時間 9:00 AM 登 10:00 AM 遊びおやつ がおやつ おやつ
保育標準時間 基本時間外保育※ 8:30 AM 登 教育標準時間 登 保育短時間 9:00 AM 10:00 AM 遊びおやつ 遊びおやつ おやつ
8:00 AM 8:30 AM 教育標準時間 保育短時間 9:00 AM 遊び (教育的活動)
8:00 AM 8:30 AM 教育標準時間 保育短時間 9:00 AM が遊び (教育的活動)
教育標準時間保育短時間 登 9:00 AM 遊び(教育的活動)
保育短時間 9:00 AM が 10:00 AM 遊び (教育的活動)
9:00 AM 遊び (教育的活動)
遊び (教育的活動)
(教育的活動)
111 111 111
道び 11:00 AM
給食の準備 育児相談
給食の準備 お 食 情報提供 情報提供
12:00 PM
A 食
1:00 DM
2:00 PM
教育標準時間
3:00 PM 預かり 順次
3:00 PM 保育 降園 おやつ 遊 び
4:00 PM 降 園 保育短時間 降 園
4:30 PM 保育短時间 阵 图
保育短時間 保育標準時間
5:00 PM
遊び 延長 順次 保育 降園
6:00 PM
6:30 PM
1 UT (R)
保育標準時間 延長 順次 保育

※8時間利用児は、AM8:30~PM4:30までが基本時間となります。それ以外は、延長保育として利用することができます。



第2章 幼保一体化実施スケジュール

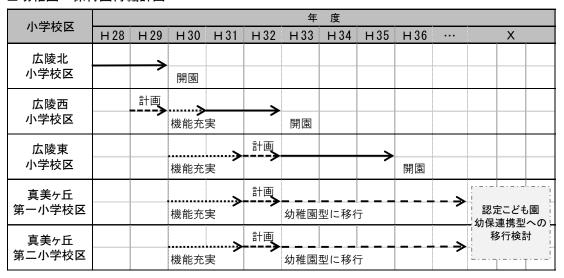
1 再編年次計画

■認定こども園新設スケジュール

年 度	n	n + 1	n + 2	n + 3	n + 4
認定こども園整備	建設計画	用地取得	設計業務	建設業務	4月開園
町立幼稚園 ・保育園の	促苯 老•地	或住民への説明	(意見交換) (情報共有)	幼稚園・保育園の関係進	
統合・再編	体暖日・地	3.圧広・い説明	(情報共有) (保育の継続)	の閉園準備 3月閉園	

[※]標準的なスケジュールのため、整備内容によって変更が生じます。

■幼稚園・保育園再編計画

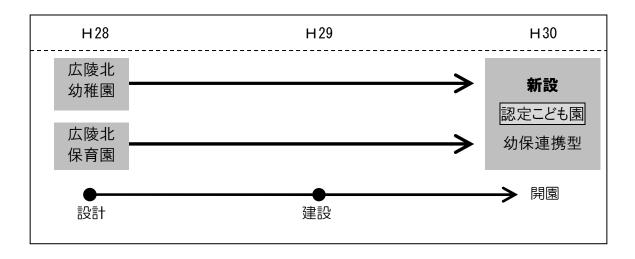


※町の計画、財政状況等により再編計画を変更することがあります。

2 校区別スケジュール

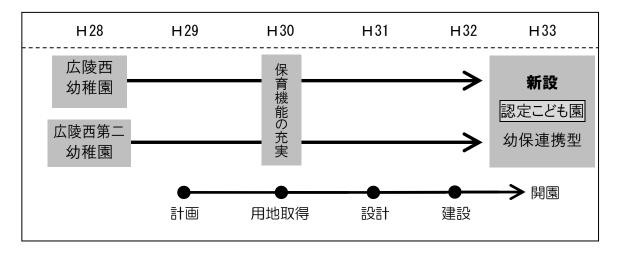
(1) 広陵北小学校区

広陵北幼稚園、広陵北保育園は築 40 年を経過しており、安全面への早急な対応が必要であることから、優先的に幼保連携型認定こども園へ移行します。



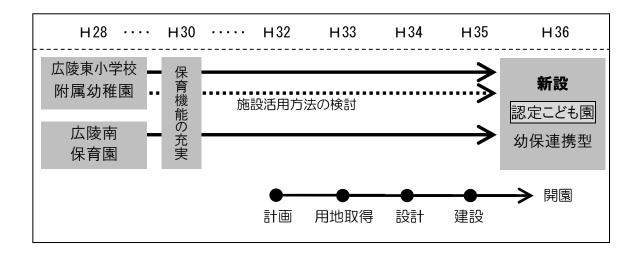
(2)広陵西小学校区

広陵西幼稚園、広陵西第二幼稚園は築 40 年を経過しており、安全面への早急な対応が必要であることから、優先的に幼保連携型認定こども園への移行を検討します。



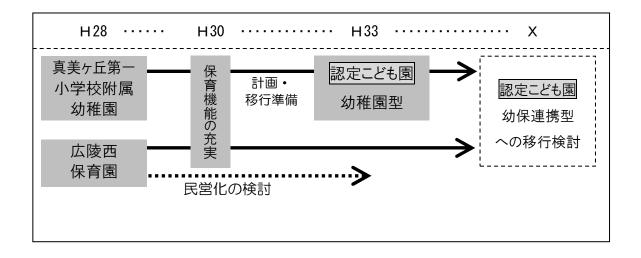
(3) 広陵東小学校区

広陵東小学校附属幼稚園は、保育機能を充実させ、幼稚園園児数の確保に努めます。 地域の乳幼児数や広陵南保育園の施設状況等を踏まえ、将来的には、幼保連携型認定 こども園の開設を目指します。また、認定こども園への移行後も、築年数の浅い施設 は有効に活用できるよう検討を進めます。



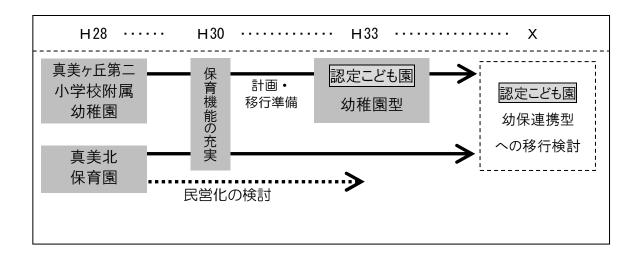
(4) 真美ヶ丘第一小学校区

真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園は保育機能を充実させ、段階的に幼稚園型認定こども園へ移行します。また、地域の乳幼児数や施設状況等を踏まえ、将来的には、幼保連携型認定こども園への移行を検討します。



(5) 真美ヶ丘第二小学校区

真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園は保育機能を充実させ、段階的に幼稚園型認定こど も園へ移行します。また、地域の乳幼児数や施設状況等を踏まえ、将来的には、幼保 連携型認定こども園への移行を検討します。







0•0•0• 資料編

幼保一体化に関する基礎資料

1 上位・関連計画抜粋

(1)第4次広陵町総合計画

第2章 いきいき健康・福祉のまちづくり

- 2 子育て支援の充実
- (2)子育てを支援する環境づくり
- ①多様化する保育ニーズに対応し、延長保育事業や休日保育事業、病後児保育事業、放課後子ども育成教室などの保育サービスの充実、保育士の資質の向上を図るとともに、幼保一体化やこども園の整備も含めた保育園・幼稚園の再配置の検討を進めます。
- ②子育て短期支援事業や一時保育事業、地域子育て支援拠点事業など、地域における子育で支援サービスの充実を図ります。

第3章 文化の薫り高いまちづくり

- 1 学校教育の充実
- (1) 学校施設・設備の整備充実
- ①幼稚園施設について、幼保一体化やこども園の整備も含めた再配置の検討を進め、これを踏まえた計画的な整備を図ります。

(2) 広陵町子ども・子育て支援事業計画

第5章 子ども・子育て支援の具体的事業目標

4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

子どもたちの健やかな育ちを確保するため、乳児期からの発達段階に応じた教育・保育を提供することが必要であり、幼稚園教諭・保育士の合同研修会を継続的に開催し、教育・保育の質の向上を図るとともに、幼稚園・保育園と小学校の連携を更に促進し、小学校への円滑な接続ができる環境づくりを推進していきます。

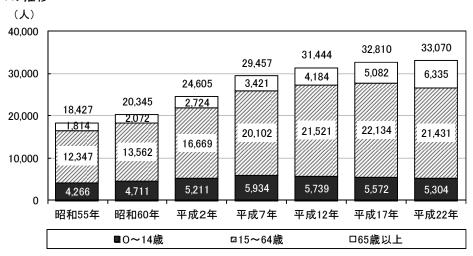
また、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ認定こども園について、子ども・子育 て支援新制度における普及推進の方針を踏まえ、公私立を問わず、既存の幼稚園・ 保育園の認定こども園への移行を選択肢のひとつとして、町全体の適切な教育・ 保育の環境づくりを引き続き検討していきます。

2 人口・就学前児童数の状況

(1)人口

昭和55年以降、総人口は増加傾向にありましたが、平成12年から伸びは鈍化しています。

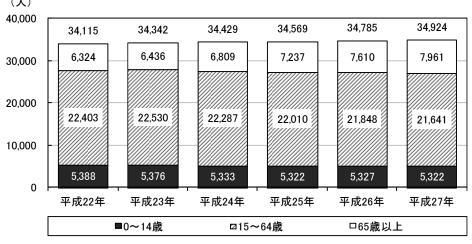
■人口の推移



資料:国勢調査

平成 22 年以降の人口の推移をみると、総人口は微増傾向にあります。年少人口(0~14歳)は横ばいで推移しており、生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向、 老年人口(65歳以上)は増加傾向にあります。

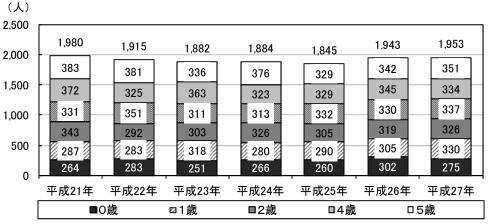
■近年の人口の推移



資料:住民基本台帳人口(各年9月末)

※住民基本台帳人口は、住民票の届出地を基準としているため、実際の居住地を基準とする国勢調査人口とは一致 しない場合があります。 就学前児童(O~5歳)についてみると、平成21年以降ほぼ横ばいで推移しています。

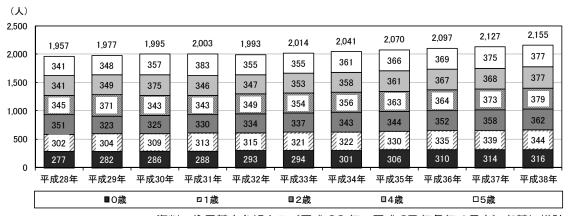
■年齢別就学前児童数の推移



資料:住民基本台帳人口(各年4月末)

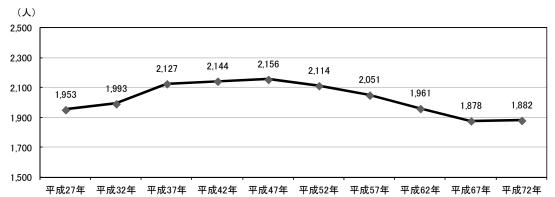
過去5年間の人口推移から、今後 10 年間の就学前人口を推計すると、微増傾向で推移すると予測されます。また、就学前人口を長期的に推計すると、平成 47 年頃をピークに減少し、平成67年には、平成27年の就学前児童数を下回ると予測されます。今後の人口動態を注視しながら、就学前人口の推移に注視していく必要があります。

■年齢別就学前児童数の推計



資料:住民基本台帳人口(平成23年~平成27年各年4月末)を基に推計

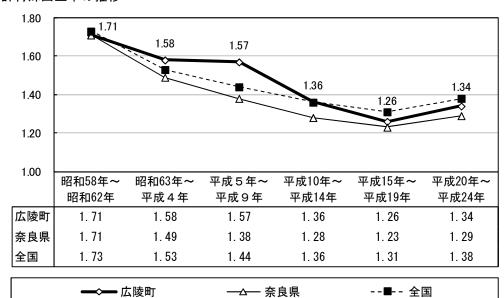
■就学前児童数の長期推計



資料:住民基本台帳人口(平成 23 年~平成 27 年各年4月末)を基に推計 ※平成 42 年以降は「広陵町人口ビジョン」を勘案し、推計しています。

合計特殊出生率*は長期的にみると減少傾向にあり、子どもを産む割合や出産する子どもの数が減少していることがうかがえます。

■合計特殊出生率の推移

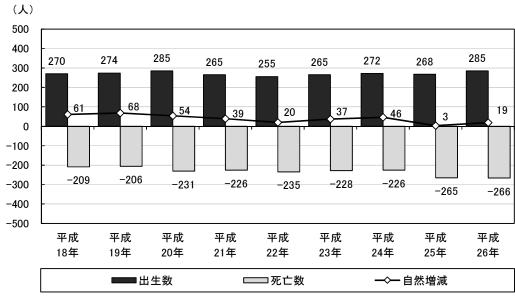


--**■**-- 全国 資料:人口動態特殊報告

※合計特殊出生率…15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、すべての女性が等しく子どもを産むと仮定した場合に、1人の女性が一生の間に産む子どもの人数。

自然動態*では、平成 18 年以降出生数が死亡数を上回り、人口増加の要因となっています。

■自然動態

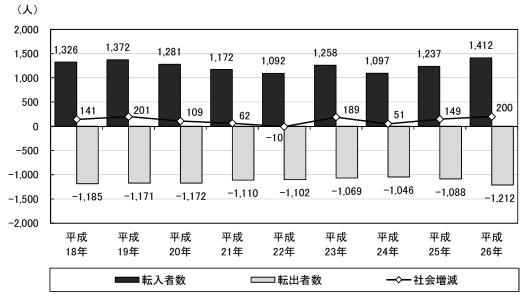


資料:奈良県推計人口調査(年報)

※自然動態…出生数から死亡数を減じた数。

社会動態*では、平成 22 年を除き転入者数が転出者数を上回り、人口増加の要因となっています。

■社会動態



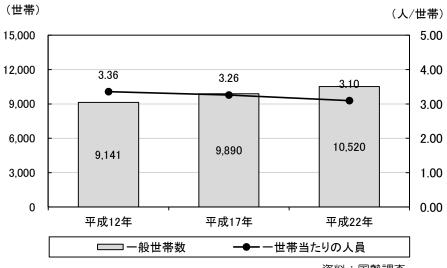
資料:奈良県推計人口調査(年報)

※社会動態…転入者数から転出者数を減じた数。

(2)世帯

一般世帯**数が増加する一方で、一世帯当たりの人員は減少しています。

■一般世帯数と一世帯当たりの人員の推移

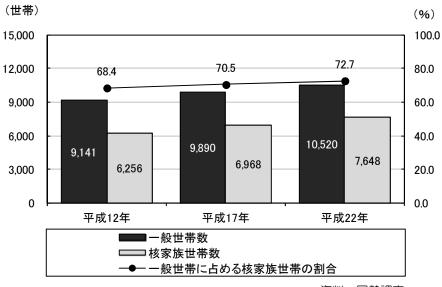


資料:国勢調査

※一般世帯…施設等に入っている世帯を除く世帯で、住居と生計をともにしている人の集まりまたは単身者。

一般世帯数の増加に伴い、核家族世帯*数が増加しています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合も増加しています。

■核家族世帯数等の推移

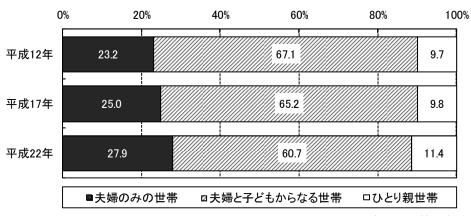


資料:国勢調査

※核家族世帯…親族のみで構成される世帯のうち、夫婦のみ、夫婦とその子ども、ひとり親とその子どもで構成される世帯。

夫婦のみの世帯割合、ひとり親世帯割合が増加している一方、夫婦と子どもからなる世帯割合は減少しています。

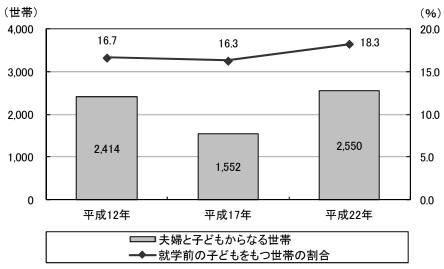
■核家族世帯の内訳



資料:国勢調査

共働き世帯のうち、夫婦と子どもからなる世帯数はばらつきがありますが、就学前 の子どもを持つ世帯の割合は微増傾向にあります。

■共働き世帯の状況



資料:国勢調査

※平成17年国勢調査では「夫婦のいる一般世帯」の基準が異なります。

ひとり親家庭などに支給される児童扶養手当の受給資格者数は平成 22 年以降増加傾向となっています。また、平成 24 年以降、全額支給を受けている人は増加しています。

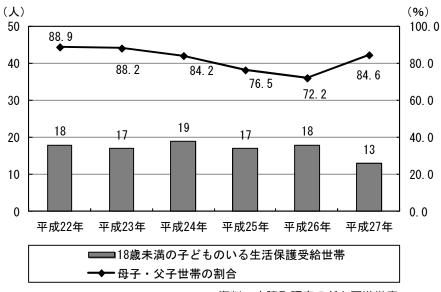
■児童扶養手当受給資格者の状況

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
糸		234	247	262	276	272	278
	全額支給	26	23	20	32	32	44
	一部支給	208	224	242	244	240	234
	全額停止						

資料:広陵町認定こども園準備室

18 歳未満の子どもがいる生活保護受給世帯は、平成 27 年で 13 世帯あり、受給世帯は横ばいとなっています。また、受給資格者のうち、7 割以上が母子・父子世帯です。

■生活保護の状況



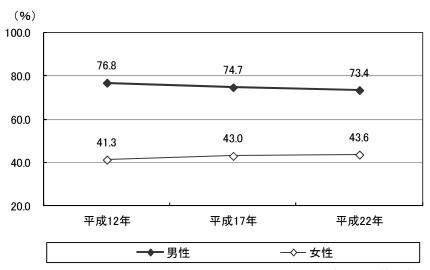
資料:広陵町認定こども園準備室

※平成 26 年~平成 27 年の減少要因は、対象の子どもが 18 歳を超えたことによるもので、保護世帯が減少したものではありません。

(3)就業の状況

労働力率*の推移をみると、男性は減少傾向にありますが、女性は微増傾向にあり ます。

■男女別労働力率の推移

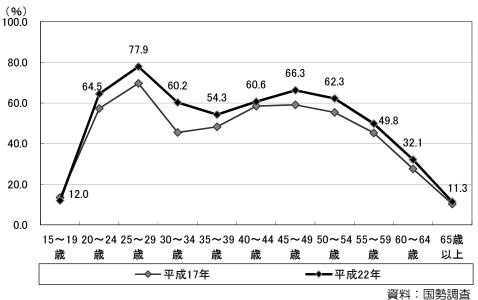


資料:国勢調査

※労働力率…15歳以上の人口に占める就業者と完全失業者の割合。

女性の労働力率の推移をみると、平成 17 年に比べ、各年齢層の労働力率はおお むね増加傾向にあります。また、30~34歳の結婚・出産・子育て期の労働力の増 加が顕著になっています。

■年齢別労働力率の推移(女性)

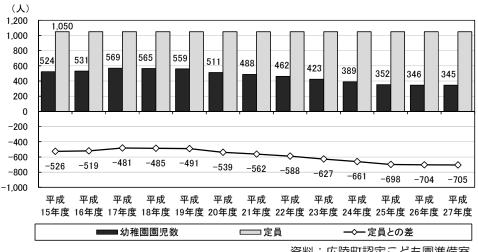


3 幼稚園・保育園の状況

(1)幼稚園・保育園の在籍状況

幼稚園全体の在籍状況は定員を下回る状態が続いています。幼児教育の重要性が高 まる中で、幼稚園における就学前児童の受け入れを促進することが求められます。

■幼稚園の園児数と定員の推移

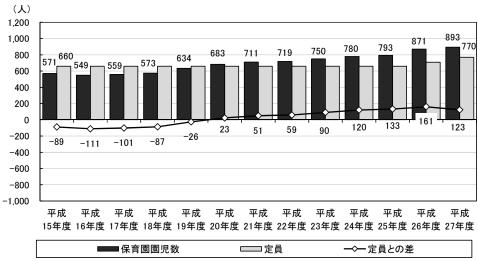


資料:広陵町認定こども園準備室

※定員は平成 27 年度時点の定員数です。

保育園全体の在籍状況は、平成20年度以降100%を超えており、定員超過の状 態です。(職員配置や保育室面積の基準の範囲内で、定員の弾力運用(定員を超えた 受け入れ)を行っています。) ゆとりある保育を提供するためには、就学前児童の受 け入れ先の確保が必要です。

■保育園の園児数と定員の推移



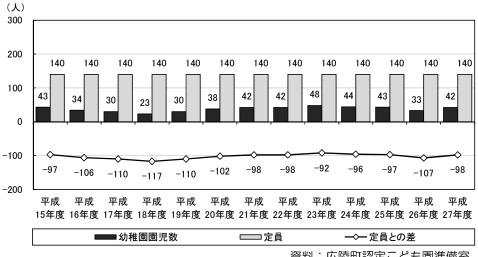
資料:広陵町認定こども園準備室

※保育園園児数は町外利用を含みます。

(2) 広陵東小学校区

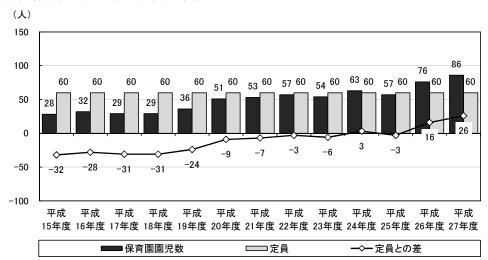
広陵東小学校区は、幼稚園が1園、保育園が2園(内1園は私立)あります。幼稚 園は、定員を大きく下回っているものの、両保育園は、平成 26 年度に定員を上回 っています。

■広陵東小学校附属幼稚園の園児数と定員の推移

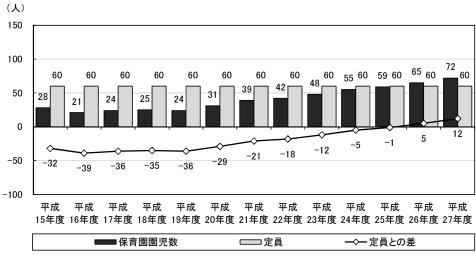


資料:広陵町認定こども園準備室

■広陵南保育園の園児数と定員の推移



■常葉保育園の園児数と定員の推移

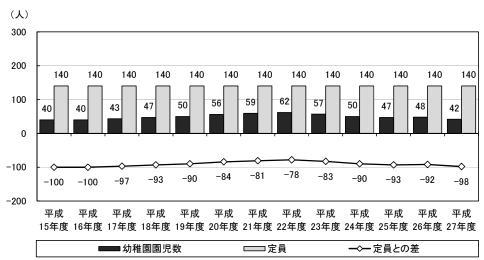


資料:広陵町認定こども園準備室

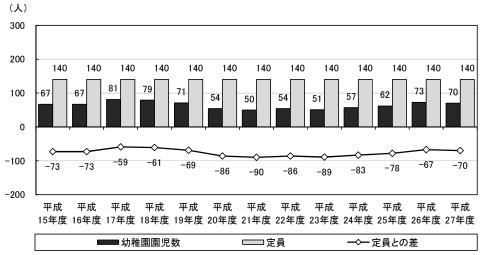
(3) 広陵西小学校区

広陵西小学校区は、幼稚園が2園、保育園が2園(私立)あります。幼稚園は、 定員を大きく下回っているものの、馬見労祷保育園は、平成19年度以降、定員を を上回っている状態です。ひだまり保育園については、平成27年4月に定員60名 で開園しています。

■広陵西幼稚園の園児数と定員の推移

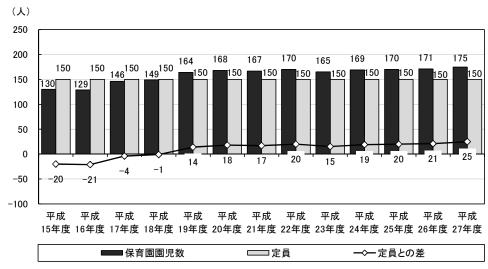


■広陵西第二幼稚園の園児数と定員の推移



資料:広陵町認定こども園準備室

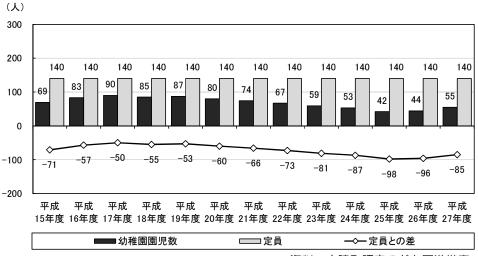
■馬見労祷保育園の園児数と定員の推移



(4) 広陵北小学校区

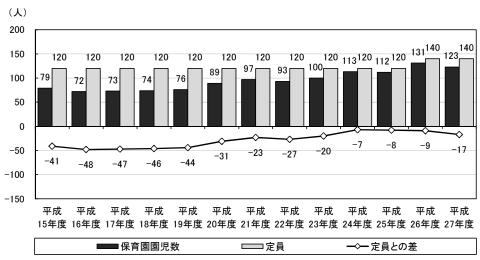
広陵北小学校区は、幼稚園が1園、保育園が1園あり、現在幼保連携型の認定こ ども園の創設が進められています。幼稚園は、毎年定員を大きく下回っています。 保育園は、平成26年度から定員を拡大したため、若干の余裕があります。

■広陵北幼稚園の園児数と定員の推移



資料:広陵町認定こども園準備室

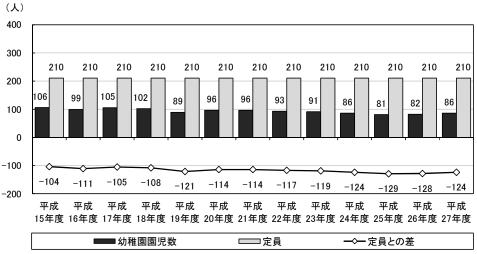
■広陵北保育園の園児数と定員の推移



(5) 真美ヶ丘第一小学校区

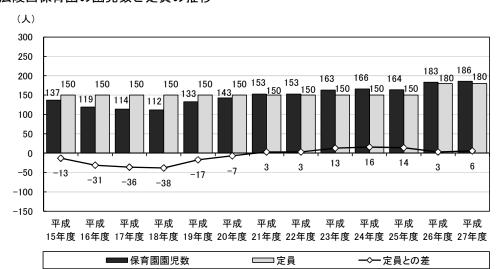
真美ヶ丘第一小学校区は、幼稚園が 1 園、保育園が 1 園あります。幼稚園は、毎年定員を下回っており、平成 20 年度以降は減少が続いています。保育園は、平成 26 年度に定員を拡大したものの、上回る状態が続いています。

■真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園の園児数と定員の推移



資料:広陵町認定こども園準備室

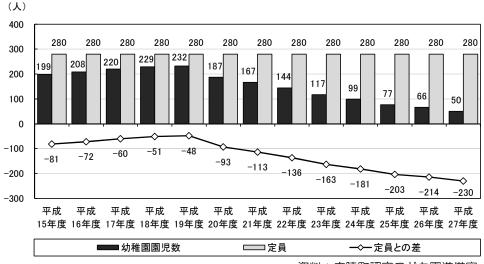
■広陵西保育園の園児数と定員の推移



(6) 真美ヶ丘第二小学校区

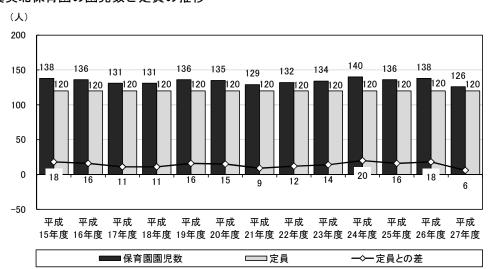
真美ヶ丘第二小学校区は、幼稚園が1園、保育園が1園あります。幼稚園は、平成20年度以降定員を大きく下回っており、保育園は、平成15年度以降定員を上回っている状態です。

■真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園の園児数と定員の推移



資料:広陵町認定こども園準備室

■真美北保育園の園児数と定員の推移



幼保一体化に対する取り組み状況

1 広陵町幼保一体化推進会議諮問

広認 こ 準 第 5 0 号 平成 2 7 年 8 月 3 1 日

広陵町幼保一体化推進会議 会長 粕井 みづほ 様

広陵町長 山 村 吉 由

諮 問 書

下記の事項について、諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 町立幼稚園・保育園における幼児教育・保育のあり方について
 - ア 未就学児童を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育・保育について
 - イ 町立幼稚園・保育園の運営及び統廃合について
- (2) 幼保一体化の流れの中で町立幼稚園・保育園のあるべき姿について
 - ア 幼稚園、保育園及び小学校の連携について
 - イ 幼稚園、保育園及び認定こども園の設置について
 - ウ 私立幼稚園及び私立保育園の誘致について

2 諮問理由

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うきわめて重要なものです。したがって、 その教育・保育に当たる家庭、地域社会、そして幼稚園、保育園等が一体となって、幼児が 心身ともに健やかな発達ができるような環境を整えておくことが大切であることは言うま でもありません。

本町では、1小学校区に公立幼稚園を設置するという考えのもと幼稚園6園を設置し、 保育園は区域の特性を考慮して公立保育園4園と私立保育園3園の7園を設置しています。 近年、女性の社会進出や就労形態の多様化、それに伴うライフスタイルの変化を始め、 様々な社会的変化は、幼児を取り巻く直接的な環境である家族や親の意識、あるいは地域 社会に大きな影響を及ぼしています。とりわけ、幼児教育の担い手である家庭と地域社会については、教育力の低下、幼児期における集団遊びや自然と触れ合う機会の減少が指摘されています。その結果、それに対応するため、幼児教育・保育の専門機関である幼稚園・保育園にも新しい役割・機能が求められています。

その一方、少子化による著しい幼児数の減少や、保護者のニーズ変化に対応した多様な施策が求められています。幼稚園6園の定員1,050人に対して平成27年度入園児数は346人、保育園の定員770人に対して809人と保育園需要が急増しているという現状があります。

本町が、大阪を始めとする近隣都市部のベットタウンとしての性格を有することから、 保育時間の延長、子育て支援など子育て世帯に対する支援が急務となっています。本町では、幼稚園で平成27年度から預かり保育を始めるとともに、保育園では園児の急増に対応するため、平成26年度に西保育園及び北保育園で園舎の増設、平成27年4月には私立保育園が1園開園するなど、子育て世代に対する支援を進めて参りました。また、北幼稚園と北保育園を統合して、より質の高い幼保連携型の認定こども園を建設するべく計画を進めているところです。

幼児期の教育・保育の一体的提供、幼稚園・保育園及び小学校の連携がますます重要となりつつあり、本町における今後の幼児教育の在り方を再検討し、平成27年3月策定の「子ども・子育て支援事業計画」に基づく各施策を具現化する中で、町内の公立・私立すべての保育・幼児教育施設についてどうあるべきか、中長期的視点に立った施設の適正な運営方法や配置について方向性を検討し、明らかにする必要があると考えます。

少子化、高齢化が進行し、人口減少社会を迎えるのは必至で、生産年齢人口減少による 財政的影響も考えると誠に厳しいものがあると考えますが、地域の宝、国の宝の子どもた ちを健全に育てることが重要です。

つきましては、これからの幼児教育、保育のあり方についてご審議頂きたく諮問いたします。

2 広陵町幼保一体化推進会議答申

平成28年2月3日

広陵町長 山 村 吉 由 様

広陵町幼保一体化推進会議 会 長 粕 井 みづほ

町立幼稚園・保育園における幼児教育・保育のあり方等について(答申)

平成27年8月31日付、広認こ準第50号で諮問のあったことについて、慎重に審議を 行った結果、次のとおり答申します。

記

近年の社会状況、就労形態や家族形態の変化を見るとき、子どもたち、特に未就学児童を 取り巻く環境は大きく変化し、保護者のニーズも多岐多様なものとなり、幼稚園及び保育園 に求められるもの、また、果たすべき役割も大きく変化しています。

このような変化に対応し、人格形成の最も大切な時期の教育・保育を行うため、家庭、幼稚園、保育園、地域及び行政が互いに連携し、一体となり、健全な心身を育て、見守ることは大変重要なことであります。

この度、諮問を受けた幼保一体化の中での幼児教育・保育のあり方について、平成27年8月から5回の審議を経て、慎重に検討を行った結果、未就学児童を取り巻く様々な変化を考慮し、幼稚園・保育園及び今後計画される認定こども園等の通園する施設の別なく、幼児教育・保育の一体化、カリキュラムの共通化等を通じて、より質の高い幼児教育・保育を受け、小学校に進学するための基礎を培うことは大切なことであると考えます。

また、未就学児童の人口推移、通園施設の状況、保護者の就労状況等を考える時、各小学校区の事情も踏まえて、幼稚園と保育園の統廃合や、認定こども園の整備を検討し、それぞれの家庭事情に応じた施設に通園できるようにすることが、これからの子育て支援の大きな柱となると考えられます。

ついては、貴職におかれては、本答申を受け、総合的な計画を速やかに策定され、当初の 目的が達成できるよう、最善の努力をされるよう望みます。

(1) 町立幼稚園・保育園における幼児教育・保育のあり方について

ア 未就学児童を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育・保育について

核家族化の進行、共働き世帯の増加、少子化等、近年子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。広陵町においても幼稚園児の減少、保育園児の急増、保護者の就労状況の変化、園舎の老朽化等、これらの課題に対応した幼児教育・保育のあり方が求められています。

○幼稚園・保育園ともに子どもの育ちを第一に考えた教育・保育がさらに推進されること 広陵町として育みたい子ども像について早急に検討を進め、どの園においても育みたい 子ども像に向かって、質の高い教育・保育が実施され、かつ、保護者がいずれの教育・保 育施設を選択しても、子どもたちに身に付けさせたい力、育みたい力が同じであるという 教育・保育がさらに推進されることを望みます。

○教育・保育の需給バランスの不均衡が解消されること

保育園では、定員を上回る児童を受け入れていることや第一希望の園に入園できないなどの状況がみられます。また幼稚園では、定員を大きく下回る状況が続いており、教育・保育の需給バランスに不均衡が生じ、保護者の就労状況によって選択できる教育・保育が制約されている状況がみられます。こうした現状を踏まえ、広陵町では、子どもにとって最良の教育・保育環境を保障する観点から、保護者の就労の有無にかかわらず、教育・保育の提供体制が確保・充実されていくことを望みます。

○子どもの安全を第一に考えた教育・保育が提供されること

広陵町の町立幼稚園・保育園の中には、築後40年以上が経過した施設もあり、利用に 当たって老朽化が目立つところであり、子どもの安全面への不安が生じています。

こうした現状を踏まえ、広陵町の財政状況を鑑み、計画性をもった整備を進めることが必要です。子どもたちが安全・安心、かつ、良好な環境で活動することが可能となるよう努めてください。

イ 町立幼稚園・保育園の運営及び統廃合について

○各小学校区の幼稚園・保育園のバランスを配慮すること

広陵町では、一小学校区につき一つ以上の幼稚園・保育園が設置され、就学前教育が行われてきました。近年の幼稚園の園児数の減少や保育ニーズの高まり等から生じた、幼稚園と保育園の園児数の不均衡を解消するため、幼稚園と保育園のもつ専門性を生かしつつ、幼保一体化を図り、就学前教育・保育環境の充実が図られることを望みます。特に、子どもの数の少ない地域や、施設の老朽化が著しく、建て替え等を検討していかなければなら

ない地域においては、地域の特性及び事情を考慮し、優先順位を付け、認定こども園の整備も視野に入れて計画的に進めていく必要があると考えます。

また、いずれの小学校区においても、複数の園を一つに統合した場合、通園距離が長くなり、徒歩や自転車での送り迎えが困難となることが考えられることから、車での送迎が可能な環境の整備や通園バスの運行等、通園方法について配慮されることを望みます。同様に、施設の建設場所の選定についても充分配慮することが必要であると考えます。

さらに、町全体の幼稚園・保育園の統廃合及び認定こども園の建設等については、私立 保育園の定員・配置等も勘案し、検討されることを望みます。

その他、小学校区ごとの町立幼稚園・保育園の運営及び統廃合についての意見は、次のとおりです。

広陵北小学校区では、現在広陵北幼稚園、広陵北保育園を統合した幼保連携型認定こども園の整備計画が進められていますが、その運営方法や教育・保育のあり方について、本幼保一体化推進会議の内容を踏まえて早急に検討を進め、情報の周知がされることを望みます。

広陵西小学校区では、広陵西幼稚園、広陵西第二幼稚園ともに築後40年以上が経過しており、町立の幼稚園・保育園では広陵北保育園、広陵北幼稚園と並んで古い園舎となっています。子どもの安全を第一に考えた場合、園舎の建て替えについて検討されることを望みます。また、両園の入園児数の変動を踏まえ、両園を一つの園として統合した場合、同じ環境で育った子どもたちが、共に小学校に上がれるという面では、子どもにとってもよりよい環境が提供されると考えます。

広陵東小学校区では、広陵東小学校附属幼稚園は小学校と併設され、連携した取組みが 展開しやすい施設となっていますが、定員を大きく下回る現状を踏まえると、有効に活用 されているとは言い難く、広陵南保育園と併せて、就学前教育・保育のあり方について検 討を進めていく必要があると考えます。

真美ケ丘第一小学校区、真美ケ丘第二小学校区では、幼稚園が小学校と併設されており、 連携した取組みを実施しやすい環境にありますが、両園の園児数は定員を大きく下回り、 有効に活用されているとは言い難い状況です。今後、幼稚園のあり方について検討を進め ていく必要があると考えます。

(2) 幼保一体化の流れの中で町立幼稚園・保育園のあるべき姿について

ア 幼稚園、保育園及び小学校の連携について

○町立幼稚園・保育園と小学校における子育て支援の連携を図ること

現在、町立幼稚園の預かり保育、町立保育園の延長保育、小学校の放課後子ども育成教室において、子育て支援が実施されています。しかし、小学校の放課後子ども育成教室は、保育園と比較して利用時間が短い等の課題もあり、就労している保護者への支援という視点から考えると、幼・保・小で一体的な子育て支援に取り組むなど、支援のあり方について検討することが望ましいと考えます。

○特別な支援を必要とする子どもについては、幼稚園・保育園、小学校、保護者が連携を 図ること

特別な支援を必要とする子どもがスムーズに小学校生活に適応するためには、幼稚園・保育園と小学校がつながりある教育・保育を提供することが求められます。広陵町では、幼稚園・保育園と保護者、幼稚園・保育園と小学校が充分に連携し、子どもの様子や対応について情報共有が密に行われる環境を望みます。

イ 幼稚園、保育園及び認定こども園の設置について

町立幼稚園において、園児の増加を図るためには、預かり保育時間の延長、長期休業中の預かり保育や給食の実施等の諸課題を解決し、保護者の就労の有無にかかわらず、利用しやすい保育・教育環境の整備を検討する必要があると考えられます。ただし、預かり保育を充実させる場合は、保護者との連携を密に持ち、長時間利用のあり方等、子どもの育ちに充分に配慮することも必要となります。

町立保育園においては、女性の就労形態の変化や就労の定着化等に伴い、園児数は年々増加する傾向にあり、従来からの定型的な保育では対応しきれないほど保育ニーズが多様化しています。これらの要望にどのように向き合っていくのか、どのように対応していくのかを考えていかなくてはなりません。

このような状況を踏まえ、新たな保育ニーズに対応すべく、今後の就学前教育のあり方を考えたとき、保護者の経済的、身体的、心理的負担の軽減を図るなど、育児と仕事が両立できる柔軟な対応、体制を確立すること及び地域の子育て家庭の養育を積極的に支援することの二つの観点から、また、子どもたちの育つ生活環境の向上を図り、健やかに生まれ育つ環境づくりを推進していくという意味において、就学前の教育が一体的に行われ、地域の子育て機能も兼ね備えた認定こども園の設立が望ましいと考えます。

○認定こども園の設置に当たっては、子どもへの心理的影響に充分に配慮すること 認定こども園の設置や幼保一体化を進めていく上で「子どものために」といった視点は 最も重要です。遊びや給食、送迎など、子どもの生活実態や発達に沿った教育・保育の内 容が保障され、その上で、保護者にとって預けやすく、利用しやすい施設であることを望みます。

特に、1号認定の保育短時間の子どもと2号認定の保育長時間の子どもの双方が過ごす場として、教育・保育カリキュラムや、デイリープログラムの再検討、教室の配置等に配慮することが必要です。そのため、保育教諭への指導や研修等を実施し、充分なフォローができる体制づくりが行われることを望みます。また、新たに施設を建設する場合はもちろん、既存の施設を活用する場合も必要に応じて改修等を行うなど、施設面での工夫が行われることを望みます。

○認定こども園の設置に当たっては、保護者の不安を可能な限り解消し、進めること 幼稚園と保育園では、教育・保育のカリキュラムを始め、給食や弁当、行事、保育料等、 様々な違いがあります。また、幼稚園・保育園を利用する保護者は、互いの園で子どもた ちがどのような生活をしているのか、知らない場合も多く、認定こども園の設置について 不安や疑問も少なくはありません。認定こども園の設置に当たっては、すでに実施されて いる幼保一体化の事例等を検証し、保護者の不安を解消できるような解決方法を探ること が求められます。

また、実際に認定こども園を運営するに当たっては、保護者の就労の有無で行事等の開催日に配慮することや、きめ細かな教育・保育環境の維持、小学校との連携強化、車での通園可能な環境の整備または通園バスの運行等、あらゆる課題について検討する必要があると考えます。

現在進めておられる広陵北小学校区の認定こども園化についても、前述のような保護者の不安・疑問を解消するため、早急に認定こども園についての情報共有・周知がされることを望みます。

○認定こども園について、保護者へ充分な広報・周知を行うこと

幼保一体化や認定こども園については、保護者に充分認識されていない状況があります。 認定こども園の設置に当たっては、幼保一体化のメリットや課題点の解消について、充分 な説明を行い、理解を得ながら進めていく必要があります。

ウ 私立幼稚園及び私立保育園の誘致について

○教育・保育サービスの充実のため、民間の保育園の誘致について検討していくこと 広陵町では、周辺市の私立幼稚園の通園バス等があり、広陵町外の私立幼稚園へも充分 に通園可能な環境にあります。しかし、町全体の教育・保育サービスの充実を図ることを 考えたとき、町立の園で提供する事が困難な休日保育や夜間保育等の教育・保育サービス 等に取り組み、利用者にとって最良の環境が提供できる場合、私立保育園を誘致すること も検討すべきであると考えます。

3 答申検討経過

回	日時		検討事項		
第1回	平成 27 年 8 月 31 日	1:00 PM	(1) 広陵町幼保一体化推進会議の概要並 びに趣旨について (2) アンケート調査について (3) 今後の予定について		
第2回	平成 27 年 10 月 26 日	1:00 PM	(1)広陵町の就学前児童の教育·保育の現 状について (2)意見交換		
第3回	平成 27 年 11 月 30 日	1:00 PM	(1) 幼稚園・保育園について(2) 第2回会議の振り返りについて(3) アンケート調査について(4) 諮問事項について(5) 意見交換		
第4回	平成 27 年 12 月 21 日	1:00 PM	(1) アンケートの修正について(2) 意見交換(3) 答申(案) について		
第5回	平成 28 年 1 月 18 日	1:00 PM	(1)答申(案)について (2)その他		
第6回	平成 28 年 2 月 22 日	1:00 PM	(1) 広陵町幼保一体化総合計画(案)に ついて (2) その他		

4 広陵町幼保一体化推進会議設置条例

(設置)

第1条 幼稚園及び保育所等における就学前児童に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育で支援の総合的な提供並びに幼稚園及び保育所等の施設の運営等について具体的な施策の検討を行うため、広く意見を集約し、施策に反映することを目的として広陵町幼保一体化推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事項を検討する。
 - (1) 就学前児童の教育及び保育に関すること。
 - (2) 幼稚園、保育所等の施設に関すること。
 - (3) 幼稚園、保育所等の運営に関すること。
 - (4) その他幼保一体化に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議は、委員35人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。
 - (1) 幼児教育又は保育に関し識見を有する者
 - (2) 地域自治組織の代表者
 - (3) 民生委員・児童委員の代表者
 - (4) 就学前児童の保護者の代表者
 - (5) 幼児教育又は保育等関係機関の代表者
 - (6) 町民からの公募による者
 - (7) 副町長及び教育長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた 場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)

- 第5条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを 定める。
- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が 招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議 は、町長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決 するところによる。

(関係者の出席)

第7条 推進会議は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その 意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

- 第8条 会議は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が第1 号若しくは第2号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席した委員 の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることが できる。
 - (1) 広陵町情報公開条例(平成12年12月広陵町条例第7号) 第1 0条各号に掲げる情報について審議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。
- 2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、町長が別に定める。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、幼保一体化推進担当課において処理する。 (委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、 町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。 (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和3 1年10月広陵町条例第30号)の一部を次のように改正する。 別表に次のように加える。

44 幼保一体化推進会議	日額 8,000円
の委員	

5 広陵町幼保一体化推進会議委員名簿

氏名	所属
かす い 粕 井 みづほ	畿央大学教育学部教授
はか の さと こ 岡 野 聡 子	奈良学園大学人間教育学部専任講師
森田サエ子	認定こども園経験者
^{シピ むら よし かず} 藤 村 善 一	区長・自治会長会会長
の tip tth tid 野 村 憲 作	区長・自治会長会副会長
粟村眞五	区長・自治会長会副会長
うえ むら やす よし 植 村 安 良	区長・自治会長会副会長
fig. た む かず 新 田 好 一	区長・自治会長会副会長
元 根 俊 治	主任児童委員
たき い けい こ 瀧 井 啓 子	主任児童委員
が	主任児童委員
なつ やま ま い 夏 山 真 依	広陵西幼稚園保護者代表
藤田利香	広陵西第二幼稚園保護者代表
た むら みわこ 田 村 三和子	広陵東小学校附属幼稚園保護者代表
Lt tis かず み 下 村 和 美	広陵北幼稚園保護者代表
花光星子	真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園保護者代表

所属
真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園保護者代表
私立幼稚園保護者代表
広陵南保育園保護者代表
広陵北保育園保護者代表
広陵西保育園保護者代表
真美北保育園保護者代表
馬見労祷保育園保護者代表
常葉保育園保護者代表
ひだまり保育園保護者代表
公立幼稚園代表
私立幼稚園代表
公立保育園代表
私立保育園代表
公募委員
広陵町副町長
広陵町教育長

(敬称略、順不同)

6 広陵町幼保一体化総合計画策定事務局名簿

部	課	職名	氏名
福祉部		部長	中 山 昇
	子ども支援課並びに 認定こども園準備室	課長兼室長	竹 若 学
	子ども支援課	係長	佐々木 計 也
	認定こども園準備室	室長補佐	堀 榮 比呂美
	"		宮 田 宏
教育委員会		事務局長	奥 西 治
	学校教育課	課長	中村典史
	"	臨床心理士	松本哲知

広陵町幼保一体化総合計画

発行年月:平成28年3月

発行・編集 広陵町認定こども園準備室

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠 161 番地 2

TEL. 0745-55-6820 FAX. 0745-54-5324